



# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）  
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

## 【 記 事 】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和6年度体制
- 3 令和6年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 4 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- 5 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう
- 6 ゴールデンウィークは口蹄疫等の防疫対策の徹底を！
- 7 BSE 検査について
- 8 ハエの防除対策は早めに行いましょう
- 9 早めの暑熱対策準備を行いましょう
- 10 令和6年度家畜人工授精師等養成講習会の開催
- 11 死亡牛の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
- 12 EU及びノルウェー向けの牛肉輸出に係る規則が変更されます
- 13 適格請求書（インボイス）の発行について

## 【 添付資料 】

- ・ 適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ・ 定期の報告等の手続きが電子化されます
- ・ 繁殖農家、酪農家のみなさまへのお願い（ホスホマイシンの使用）
- ・ 死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

## ◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

令和5年に引き続き中部農業事務所家畜保健衛生課長を務めることになりました林と申します。

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動により5名の異動がありました。新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

群馬県での豚熱については、今まで9事例の発生がありました。適時・適切なワクチン接種と飼養衛生管理基準の遵守徹底により、令和4年9月以降発生がなく発生予防対策が功を奏しています。ただ令和5年10月以降、豚熱に感染した野生いのししの確認事例が急増しており、改めて豚熱対策に努めていただきたいと思います。鳥インフルエンザに関しては令和4年度シーズンと比べると全国的な発生は大きくはなかったものの、9県10事例、約79.3万羽が殺処分の対象となっています。群馬県でも令和6年1月1日、高山村にて発生し、約32万羽を殺処分しました。発生農場に対する国の疫学調査によると「消毒の不徹底」や「鶏舎専用の長靴の未使用」が確認されており、鶏舎内へのウイルスの持込みを防止する対策を今一度再確認していただきたいと思います。

特定家畜伝染病対策はもとより、慢性疾病対策による生産性向上や様々な畜産振興に職員一丸となって取り組んで参りますので、皆様方の更なるご理解・ご協力をお願いいたします。


中部農業事務所家畜保健衛生課長






（中部家畜保健衛生所長） 林 省二

## ◆◆ 令和6年度体制 ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、本年度は以下の体制となります。

### ●令和6年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

課長		林 省二	
次長		佐藤 美行（防疫第一係長）	
環境衛生係 （環境指導、定期報告、耳標、公共牧場、馬、山羊、めん羊、死亡牛届出等）	係長		坂西 啓悟（東部家畜保健衛生所）
			木暮 幸博
			樋口 明宏
			板垣 光明
防疫第一係 （牛、蜜蜂）	係長		瀧澤 光華（西部家畜保健衛生所）
			松本 悠一（防疫第二係）
			河西 美紅（新規採用職員）
			吉田 晶徳
防疫第二係 （豚、鶏）	係長		中原 大輔
			湯野川 景人
			荒井 葵（家畜衛生研究所）
			蜂谷 信昭（防疫第一係）
			塩田 友里恵（東部家畜保健衛生所）

### ●転出者（新所属）

次長		角田 成幸（利根沼田家畜保健衛生所）	
環境衛生係	係長	高梨 資子（家畜衛生研究所）	
防疫第一係		永井 朋子（家畜衛生研究所）	
防疫第二係	係長	若山 映令彩（家畜衛生研究所）	
		竹内 花奈（浅間家畜育成牧場）	

## ◆◆ 令和6年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和6年1月16日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

**未提出の方は至急提出をお願いします。**

**報告対象** 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

**提出書類**

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は 1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5 頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100 羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

## ◆◆ 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく牛定期検査について ◆◆

今年度の定期検査は以下の地区が対象となります。お忙しいかと思いますが、ご協力をお願いします。検査の詳細については、市町村からの通知をご確認ください。

**対象地区** : 前橋市（旧前橋市地区）

**対象牛** : 6か月齢以上の搾乳用雌牛または繁殖用牛

**手数料** : 1 頭あたり 700 円

**日程** : 右表のとおり  
予定しています

**検査項目** : ヨーネ病

<u>清里地区</u> <u>南橋地区</u>	<u>桂萱地区</u>	<u>芳賀地区</u> <u>上川淵・南部</u>	<u>荒砥地区</u>	<u>荒砥・木瀬地区</u>
<u>5月下旬</u>	<u>6月</u>	<u>7月</u>	<u>9月</u>	<u>10月～11月</u>

※定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の検査を実施することができます(有料)。ご希望の場合は、家畜保健衛生所までお問合せください。

## ◆◆ 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう ◆◆

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、**県外の農場から牛を導入（預託帰りを含む）したら、ヨーネ病の検査を受ける必要があります。**牛を導入する際は、家畜保健衛生所にご連絡ください。

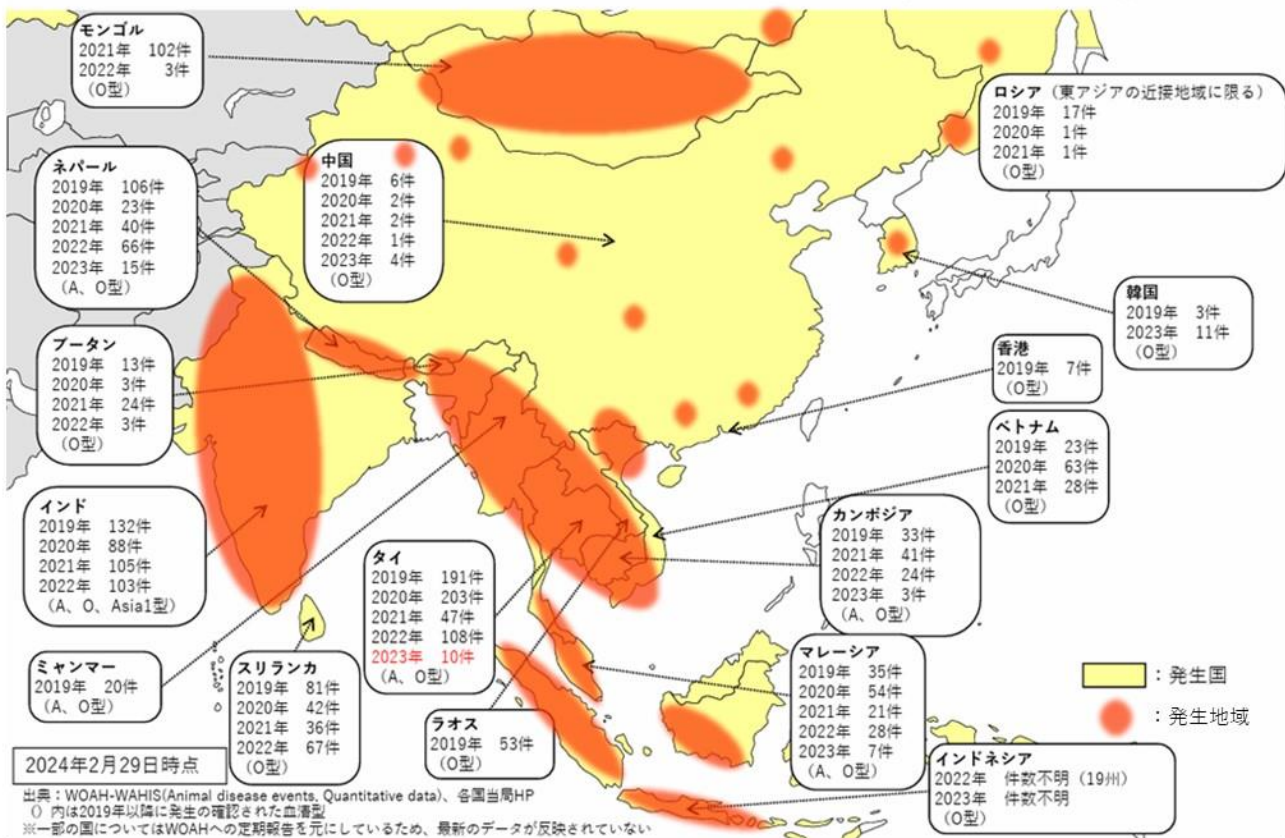
### (導入時の確認ポイント)

1. 県外からの牛の導入が決まったら導入計画書を家畜保健衛生所に提出
2. 導入元農場がヨーネ病清浄農場であることを確認 (カテゴリー I 証明書)
3. 導入した家畜は検査結果が判明するまで隔離・観察：異常の早期発見・まん延防止
4. 家畜保健衛生所に連絡の上、ヨーネ病検査を実施

※今年度から県外導入牛のヨーネ病抗体検査がなくなり、糞便の遺伝子検査のみになりました。

## ◆◆ゴールデンウィークは口蹄疫等の防疫対策の徹底を！◆◆

### アジアにおける口蹄疫の発生報告状況 (2019年以降)



日本では平成22年以降、口蹄疫の発生はありません。しかし、韓国や北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国では口蹄疫が発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことで、海外からの渡航者の増加により国内への侵入リスクも高まってきます。以下の点について今一度確認し、農場への家畜伝染病の病原体侵入を防ぎましょう。

- 1 畜産関係者は口蹄疫等の発生地域にはなるべく行かない！行く場合は以下の点に注意する！

#### ☆渡航にあたっての注意事項

- (1) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関係施設に立ち入らない。
- (2) 動物との不用意な接触を避ける。

(3) 肉製品等を日本に持ち込まない。

(4) 帰国の際は到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、指導を受ける。

### ☆畜産関係者が帰国した後の注意事項

飼養衛生管理区域には、

(1) 帰国後1週間、衛生管理区域に立ち入らない。

(2) 農場主等、やむを得ず立ち入る場合は、入浴、更衣等適切な処置を行う。

(3) 海外で使用した衣類や靴を衛生管理区域に持ち込まない。

(4) 物品をやむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒等適切な処置を行う。

## 2 衛生管理区域へ病原体を持ち込まない。

(1) 衛生管理区域及び畜舎に**立入禁止の看板を設置**し、部外者の立入を制限する。

(2) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る全ての人に対し、**手指、靴等の消毒を徹底**する。

## 3 疑わしい症状がみられたら、すぐ連絡！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが主な症状です。水疱は比較的早期に破れて、びらんとなります。水疱形成による痛みなどにより泡状のよだれ、跛行、起立不能、泌乳の減少や停止がみられます。**牛では、1頭のみに着目すると見落とすおそれがあるため、流涎する個体が多い、症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。**毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

### ★口蹄疫 ～牛の症状～



## ◆◆ BSE検査について ◆◆

令和6年4月1日からBSE検査対象牛が以下のように変更になりました。  
詳細については3月号の「家保たより」を参照にしてください。

- ① **全月齢**で特定症状を呈する牛（**数週間～数カ月**の期間をかけた**進行性の神経症状**）
- ② **全月齢**で特定症状以外のBSEが否定できない牛  
異常歩様、起立不能等非特異的な臨床症状がみられる牛ですが、感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由による場合は検査対象外です

なお、原因不明の歩行困難又は起立不能を呈して死亡した場合は、全ての月齢において家保まで届け出てください。

また、BSE検査の受付について、今後は**土日祝祭日を除く平日（家畜衛生研究所の開庁日）**となります。

## ◆◆ ハエの防除対策は早めに行いましょう。 ◆◆

ハエの発生により「生産性の低下」「衛生面の悪化」「近隣とのトラブル」が考えられます。気温が上昇すると産卵された卵が次から次へと成虫になるため、爆発的に増えていきます。暖かくなる前に、早めの防除対策を始めましょう！！

効率的な駆除には「環境対策」と「殺虫剤の使用」を一緒に行うことが大切です。

### 1. 環境対策

- 水分と幼虫の食べ物となるふん便がある場所は、ハエの発生源になります。ふん尿や食べ残しなどは、こまめに除ふん・清掃を行いましょう。
- 乾燥した場所ではハエの卵は死滅します。換気や排水に気をつけて畜舎内を乾燥した状態に保ちましょう。

### 2. 殺虫剤の使用

#### (幼虫)

- 幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除します。一般的に幼虫は成虫の倍いると言われており、薬剤散布は幼虫対策から取り組むとより効果的です。

#### (成虫)

- 発生した成虫には殺虫剤を散布します。即効性がありますが持続性がなく、複数回の散布が必要なため労力がかかります。また、同じ系統の薬剤を繰り返し使用していると効果が出にくくなるため、異なる系統のもの（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用してください。



## ◆◆ 早めの暑熱対策準備を行いましょう ◆◆

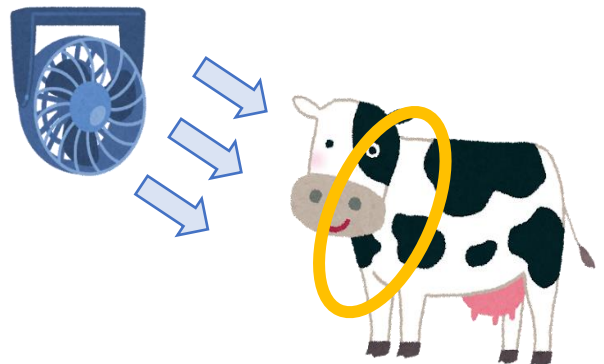
去年の記録的猛暑に続き、今年の夏も全国的に猛暑が予想されています。暑熱ストレスにより飼料摂取量の低下、乳量や乳質の低下、繁殖成績の低下、蹄病罹患牛の増加などがみられます。また、乾乳牛では、早産の可能性が高まったり、乳腺の発達が阻害されることも示されています。本格的な気温の上昇を迎える前に早めの暑熱対策の準備を行いましょう。

・**温湿度指数 (THI) を測る**・・・暑熱ストレスは気温と湿度が深く関係します。乳牛では THI が 68～72 を超えると乳量の低下がみられるといわれています。THI は温度計と湿度計を設置し、気温 (T) と湿度 (H) から以下の式で算出することもできますが、市販のヒートストレスメーターを用いれば簡単に暑熱ストレスの見える化が行えます。

$$THI = (1.8 \times T + 32) - (0.55 - 0.0055 \times H) \times (1.8 \times T - 26) \quad (\text{Karimi et al., 2015})$$

・**牛舎内の送風機等の整備**・・・風速 1m/秒の風が体にあたると牛の体感温度は 6℃低下するとされています。送風機の清掃を行い、羽根のほこりを取り除くことで風速の改善ができます。風は牛の首から肩付近に当たるようにすると(図参照)より効果的なため、送風機の角度や位置の見直しも重要です。また、細霧散布装置のノズルや水圧の確認、遮光ネットの補修なども行いましょう。

暑熱の影響は 5 月～6 月頃から徐々に始まっています。早めの対策で少しでも牛のストレスの軽減をはかりましょう。



## ◆◆ 令和6年度家畜人工授精師等養成講習会の開催 ◆◆

- 1 講習会開催期間：令和6年6月27日（木）～7月26日（金）＊土日・祝日を除く
- 2 修業試験：令和6年7月29日（月）～31日（水）

受講希望者は **5月17日（金）** までに受講申請書、履歴書を添えて家畜保健衛生所まで提出してください。様式詳細等は家畜保健衛生所担当まで問い合わせください。

## ◆◆死亡牛の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出◆◆

死亡家畜を処理する際は、廃棄物処理法に基づき「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載しなければなりません。同封あるいは直接お渡しした前年度分のマニフェストをもとに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（別添用紙）を作成し、**6月末日まで**に提出をお願いします。

提出先：前橋市環境部廃棄物対策課（農場所在地が前橋市）

中部環境事務所（農場所在地が前橋市以外）

## ◆◆EU及びノルウェー向けの牛肉輸出に係る規則が変更されます◆◆

令和8年9月3日以降、出生からと畜までの間に「ホスホマイシン」が投与された牛に由来する肉はEU及びノルウェーへの輸出ができなくなります。このことから繁殖農家の方や酪農家は家畜市場や肥育農家から申告書（同封リーフレットの裏面）を求められる事がありますので、御承知ください。

## ◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。家保手数料の中には消費税の課税対象となっているものがあります。課税対象となる検査の詳細は同封のパンフレットをご覧ください。インボイスの発行を希望される方は、パンフレットにある発行依頼書をFAX等で送付してください。1年間(1-12月)をまとめて発行するか、希望する期間（最短で1カ月単位）を区切って発行を依頼してください。

なお、豚熱のワクチン手数料に係るインボイスについては、農政課家畜防疫対策室へ直接、依頼してください。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

**中部家保** ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）